



HOP通信 no. 88

発行日 2017年10月16日

発行 税理士法人HOP
〒103-0013
東京都中央区日本橋人形町2-13-9 FORECAST人形町7F
TEL:03-5614-8700 FAX:03-5614-8701
http://www.zeirishihoujin-hop.com



今月のトピックス

NISA、つみたてNISA、iDeCoって何？

最近、よく耳にしたり駅のポスターでも見る機会が多くなったiDeCoやNISA。今回はその制度の内容について解説します。

1. それぞれの制度について

① NISA

2014年度から始まった「少額投資非課税制度」で最大600万円の投資枠から得られた利益に対して税金が非課税になる制度です。

② つみたてNISA

2018年からはじまる新たな「少額投資非課税制度」でNISAと同様に毎年の非課税投資枠から得られた利益・分配金が非課税になる制度ですが、非課税投資枠が年間40万円で、投資期間が最長20年の制度です。

③ 確定拠出年金 (iDeCo)

基礎年金、厚生年金保険などの公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金のひとつで、確定給付型（将来の支払額が約束されている）の年金制度に加えて、新しく導入されたのが「確定拠出年金 (iDeCo)」です。制度としてはNISAとは全く異なるものですが、投資信託等を運用して生じた利益が非課税になる点では一致しています。

2. 制度の比較

	NISA	つみたてNISA	iDeCo	一般口座
年間投資上限	120万円	40万円	14万4,000円～81万6,000円	上限なし
運用可能期間	5年間 (ロールオーバーで10年間)	20年間	加入から60歳まで (10年間延長可能)	制限なし
運用できる商品	株・投資信託・ETF・REIT	一定の投資信託	預金・保険・投資信託	制限なし
非課税枠	運用益が非課税	運用益が非課税	運用益が非課税	課税
資金引き出し	いつでも可 非課税枠の再利用不可	いつでも可 非課税枠の再利用不可	掛金が全額所得控除 原則60歳まで不可	- いつでも可
損益通算	不可	不可	不可	可

iDeCoは運用益が非課税となるだけでなく、掛金が全額所得控除となる点が他の制度と比較してメリットになりますが、資金の引き出しが原則として60歳までできない点とiDeCoの口座開設及び運用に関して金融機関の手数料が掛かる点がデメリットとして挙げられます。また、運用損失が出た時に他の利益と相殺できないことは大きなデメリットとなります。

なお、制度の併用については以下の通りとなっております。

	NISA又は積立NISA	iDeCo	一般口座
NISA又は積立NISA	○	○	○
iDeCo	○	○	○
一般口座	○	○	○

※NISA口座及び積立NISA口座については
どちらか一方のみ口座開設可能です。



なお各制度について詳しく知りたい方はHOP担当者までお尋ね下さい。

(注意事項)

掲載している各コンテンツは情報提供を目的としており、投資その他の行動を勧誘する目的で作成したものではありません。投資の対象、投資機会の選択などの投資に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願い致します。



司法書士 柿沼の柿の種コラム

ネットニュースで話題になった『ディズニーランドの不動産の登記』。登記のプロ、司法書士の視点でご紹介します。

そもそも、司法書士である私がこのことを知っていたか？と聞かれたら、答えはNOです。私も皆さんと同様に「そうなの?!」と思いました。

記事によると、日本のディズニーランドには、100以上の建物が登記されているそうです。その建物の種類は、シンデレラ城は「店舗・劇場」、スペース・マウンテンは「遊技場」。まあ、そうだろうなあという感じですが、スプラッシュ・マウンテンは「スプラッシュマウンテン」?! こんな表記ありなの?とびっくりしました。法務省の担当者曰く、「建物は、社会の変化でいろいろな使い道が出てくるため、代表的な例に当てはまらない建物は、それにふさわしい表現が認められている。」とのことでした。

税理士法人HOPに新しいメンバーが加わりました!

7月より入社しました、松本龍馬と申します。前職は居酒屋の店長と料理長を9年、本社の経理として2年勤めておりました。日本酒とテニスが大好きな32才です。



HOPでは、月次決算資料の作成の他に、業務の標準化と効率化、社内ネットワークの担当をしております。税務、会計については、まだまだ勉強中ですが、店舗と経理で、業務の標準化と効率化を実践してきた経験を活かして、お客様の日々の業務負担を減らす、フロー作りのお手伝いもしていければと思っております。

税理士事務所も居酒屋も、同じサービス業だと思っております。お客様からありがとうを沢山頂けるように、精一杯頑張りますので、これからよろしくお願いします!



【ディズニーランドの不動産の登記】

ちなみに、土地の地目は「宅地」、「山林」等、23種類で法定されています。

表題部	(主である建物の表示)		調査	平成15年7月14日
所在地番号	[全二]			
所在	浦安市舞浜 1番地1			
家屋番号	1番1の17			
①種類	②構造	③床面積	㎡	
店舗	鉄骨造合成鋼筋コンクリート	1階	450.03	
劇場	階付5階建	2階	106.93	
		3階	475.82	
		4階	55.30	
		5階	79.53	
		地下1階	75.56	



そして、添付の登記簿を見ると、表示の登記しかしておらず、権利の登記をしていません（抵当権等の担保権の設定登記ができない状態です）。すなわち、総工事費280億円といわれるスプラッシュ・マウンテンを作る際に、金融機関は物件自体を担保に取っていないということです（お金を借りる必要があったのかはわかりませんが）。もっと言うと、スプラッシュ・マウンテンを差し押さえる場合には、権利の登記を代位でした後に、差押えの登記をすることになります。そんな日が来るとは到底思えませんが・・・。

9月より税理士法人HOPへ入社した井手賢一郎と申します。横浜市出身で、駒澤大学大学院商学研究科を修了致しました。合格科目は簿記論と財務諸表論で、今年は消費税法を受験致しました。



中学・高校は、柔道部に所属し主将と大将を務めていました。柔道で学んだこと、培ってきたこと、責任感が強く几帳面な性格をしっかりと活かし元気良く頑張っていきたいと思っております。

失敗を恐れずに1日でも早く自分に任された仕事を覚え、HOPに貢献することを目標に努力して参りますので、どうぞよろしくお願い致します。

Staff Column 池田 彩香

色んなご縁があり7月中旬にベトナムのホーチミンへ出張に行ってきました。現地の事業者が集まる会に参加したのですが、言葉が通じない中、通訳さんを介して5分プレゼンをしたりと貴重な体験でした。

また、現地で事業をしている日本の方や、出張滞りされている方の話を聞き、ベトナムという国のポテンシャルの高さを感じる日々でした。最後には日本にベトナム人を派遣している会社の視察に行かせてもらい、とても真剣に日本語を学ぶベトナムの若者にも触れ、私の質問にも真摯に答えてくれました。まさにグローバル化が進む時代、アジアの熱気を肌で感じる日々でした。

先日ちょうど先方が日本に来日されており、再び交流をすることができ、貴重な海外でのご縁を繋ぐことができ、感謝の気持ちでいっぱいです。



人材派遣会社の方の案内で訪問したベトナム戦争博物館

税理士 小川実魂のコラム

10月5日第6回HOPコンペを千葉バーディークラブにて開催いたしました。9組35人にご参加いただき、怪我無く皆様と楽しく過ごすことが出来ました。

はるクリニック（西東京市ひばりが丘）の岩崎晴美先生が、バスマウスにて優勝でした。

ダイソンの冷暖房器具やオーダーシューズなどたくさんの素晴らしい商品を協賛いただき、順位に関わらず喜んでいただけたと思います。

第1回HOPコンペでは、私以外にゴルフをやるスタッフがいない

て、準備から当日の運営まで大変な苦勞をした記憶がありますが、ゴルフをやるスタッフも増え、私が何もしなくても当日を迎えられるようになりました。「人に仕事を任せるのが、最大のタイムマネジメント。」という言葉がありますが、まさにその通りですね。

